

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>（有価証券に関する注記） 第十六条（略） 2 当四半期連結会計期間において、連結財務諸表規則第十五条の六第三項各号に定める事項に関して、前連結会計年度の末日に比して重要な変更又は著しい変動が認められる場合には、その内容を注記しなければならない。</p>	<p>（有価証券に関する注記） 第十六条（略） （新設）</p>